

災害援護資金貸付制度の見直しに関する要望

要望の要旨

災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず、約定による償還が困難な方々が存在している状況であります。

よって、国は、災害援護資金の償還について、自治体の国に対する履行期限を延長すること。また、東日本大震災において適用される償還免除の拡充と具体的な基準について自治体と協議の上、明示すること。併せて、債権回収に向けた自治体個々の取組に係る経費について助成を行うことを要望します。

要望の理由

平成23年度中に当市が借り受けた、41億91万円については、償還期限である令和7年度までに県への償還を完了する必要がある、令和3年3月末現在、借受人からの償還が遅れる見込である、約9億8千万円については、当

市が一時負担をして償還することとなります。

また、東日本大震災において適用される償還免除の拡充と具体的な基準については、「死亡免除」や「10年無資力免除」の運用について十分な協議がなされておられません。

さらに、災害援護資金の貸付利子は市町村の運営事務費等に見合うものとされておりますが、大規模災害により、多くの貸付が行われたことから、債権管理上必要なシステム構築や回収業務には多くの費用が発生しております。

よって本市は、償還期間の延長と免除規定の明示、併せて事務経費の助成について要望します。